

# 課程博士の学位授与申請に係わる審査報告書

学 籍 番 号 14DC1610  
氏 名 ( 本 籍 ) 段 知 壮 ( 中 国 )  
学 位 の 種 類 博士 ( 学 術 )  
報 告 番 号 甲 第 116 号  
学位授与年月日 2021 ( 令和 3 ) 年 3 月 20 日  
学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当  
論 文 題 目 艾滋病感染者隐私保障问题研究

審 査 委 員 主 査 松 岡 正 子  
副 査 三 好 章  
副 査 松 井 直 之  
副 査 賽 率 卓 娜  
副 査 周 星



2021 ( 令和 3 ) 年 2 月 15 日  
愛知大学大学院中国研究科

## 審査の結果の要旨

本学中国研究科委員会の決定に基づいて、段知壮より提出された論文博士の学位授与申請書および参考関連論文等関係資料により、2020年11月29日（木）に予備審査を行った。「大学院博士の学位授与に関する内規」第7条の定めにより、以下の2項目について、審査委員の意見交換を行った。

(1) 学位申請論文の予備審査および履歴事項、研究歴、業績目録について、十分評価できるという結論に至った。

(2) 外国語についての試問は不要であるという結論に至った。

予備審査の結果、博士学位論文の基本的要件を満たしており、学位授与申請の受理を可とし、本審査への移行を可とする。2021年1月29日15:00~17:00、名古屋校舎本館M406教室にて（松岡、三好、松井）、遠隔教学システムを使って（周、賽）、学位申請論文の本審査を順調に行った。

まず、段知壮より、学位申請論文の趣旨、問題意識、先行研究、研究目的、フィールドワーク、キーワード、資料・データ及び論文の構成、本研究の斬新性と問題点などについて、陳述がなされた。次に、審査委員による口頭試問に移り、質疑応答を行った。すべての質問に対し、段知壮より回答や説明がなされ、それらの答弁はいずれも審査委員全員を概ね納得させるものであった。

口頭試問が終了し、段知壮が退席した後、引き続き審査委員会において議論を重ね、以下の結論に至った。

エイズは、1980年代に発見されて以来、世界中で大きな社会問題となっている。それは、単なる医療分野をはるかに超えて、社会の階層構造や貧富の格差、ジェンダーなど多岐にわたる、学際的に重要な研究課題でもある。

しかし、エイズは、近年、医療科学の数十年間の努力で得られた「多剤併用療法」によって、発病率が大幅に低減され、現段階では完治こそできないが抑制やコントロールのできる「慢性病」になっている。それにもかかわらず、ほとんどの社会では、エイズをめぐる恐怖感、汚名化、差別などが根強く存在・増幅している。中国社会も例外ではない。1980-90年代以来、中国政府はエイズ対応の諸政策を講じており、2006年には『艾滋病防治条例』によって法律規範も確立された。しかし、各地の司法適用の実践においては、エイズ患者をめぐる様々な問題、特にプライバシー権の問

題について、裁判では複雑な局面が繰り返されており、さらに、当事者の日常生活における法律実践においては、一層多くの不透明な要素に大きく影響されているのが現状である。

段知壯の論文博士学位申請論文は、『艾滋病感染者隱私保障問題研究』と題した、現代中国社会におけるエイズ患者のプライバシー権の保護に関する研究で、中国のエイズ関連諸問題をめぐる構造的要因を解明し、法的、思想的解決を探るために大きな意義を持っている。また、ここに提示された問題意識は、エイズのみならずハンセン病や最近のコロナなど偏見を持たれやすい患者のプライバシー権に関わるもので、極めて重要かつタイムリーなテーマである。

段知壯は、ある都市のエイズ関連施設（市疾病予防控制中心）とその（エイズ患者関係者の）周辺組織を調査対象として、エイズ患者や関係者の状況をよく把握したうえで、ボランティアとして、インフォーマントと信頼関係を築き、長期間にわたって参与観察や聞き書き調査、そして法人類学のケーススタディなどの方法も活用し、信ぴょう性のある一次資料を獲得した。とりわけ、インフォーマントの体験談は、身体の苦痛や心理的プレッシャー、家族内の葛藤および、社会差別に対する恐怖や抵抗など、実に複雑で微妙なところまで如実に描かれている。本論文は、数多くの事例を効果的に調査・記録し、また、緊迫感のある事例にも適切な解説がなされ、論文の高い説得力が認められる。

段知壯論文は法律実践という動的な視点から、すでに蓄積されてきた関連の研究成果や司法判例を踏まえて、異なる「場」（医療診断の現場、就職活動や進学現場、婚姻家族の現場）におけるエイズ感染のプライバシー情報が如何に法律規定と実際の実践の間に、主動的、あるいは受動的に提示されているか、また、エイズ感染のプライバシー情報提示は感染者に対し、どのような影響を与えたかなどを実証分析した労作である。

国民利益の最大化を図り、エイズの蔓延を防ぐため、患者と親密な関係者や医療診断機関等への告知義務は法律によって定められている。それと同時に、患者のプライバシー権も保護されるべきである。このようにそもそもジレンマを抱える法律は、様々な現場で適応される時に、さらに複雑な局面に陥りやすい。この問題をめぐる段論文の論説は、いくつか斬新性のある発見・知見を示し、現代中国におけるエイズ患者のプライバシー権をめぐる研究を向上させ、この領域の研究の新境地を開いたと言える。

医療診断というエイズがしばしば初発見・発覚される現場では、患者の告知義務とともに、患者のプライバシーの保護や適切な医療サービスを提供することが病院側の責務である。法律上の詳細な規定もあるが、エイズ予防の協力関係にある両者の間に、実際よく起こっている異変は、患者

がプライバシー情報の漏洩や診断拒否を恐れて告知義務を回避・違反するケースが多いこと、一方、病院側において、患者の自由意志によらない検査項目やエイズ関連の指定病院制度及び、事実上の診断拒否の存在など、エイズ患者が危険性のある「物」あるいは「記号」として扱われる傾向がある。それにより、エイズ予防の最も重要な医療現場では、告知義務と守秘義務との間で揺れるあまり、よりよい解決に向かず悪循環に陥る可能性がある。また、就職・進学などの場合、差別を禁じる法規定があるものの、公務員等の健康診断の基準などの細かいところではエイズ関連項目の設定等により、結果として、上位法律の規定に反する実践が行われている。制度上の差別に対して、エイズ患者の間では、社会的排除や環境のプレッシャーにより、諦観的・ネガティブ的な姿勢が一般的である。エイズ患者の権利が侵害された場合、司法裁判ではある程度の「勝利」を勝ち取っても、社会のネットワークには、目に見えない差別と圧力が消えるわけではない。さらに、危険な性関係はエイズ感染経路の一つと言われているため、婚姻家族の領域では、しばしば告知により、婚姻家族の崩壊に直結する可能性が高く、告知義務の実効性などは疑問視される。家族内の世代間関係においても、エイズ要素の介入により、著しく変化し、世代間の緊張関係は扶養義務にまで影響する可能性があるなど、段知壮論文は、以上のような重要事実を「発見」し、それぞれの現状やメカニズムを深く論じた。

要するに、エイズ患者のプライバシー権は法律により明白に定められているが、告知義務に関する諸規定そのものは、本人のプライバシー権を制限しながら実現する前提になっている。問題はすべての「場」において、患者のプライバシー情報が示された以上、その患者が法律上の権利だけではなくその権利を実現する能力をも失う事態に直面する点にある。言い換えれば、一般社会におけるエイズ汚名化の広がり、患者の権利実現能力を制限し、弱体化させてしまう現実がある。法律でエイズ患者への差別を様々な角度から禁止・規制しようとしても、エイズ汚名化の社会背景により、施行困難な状況に陥るケースがしばしばあることを段知壮論文は指摘した。人権擁護の観点からは、エイズ患者の「汚名返上」が最大のポイントであり、エイズ患者のプライバシー権の保護だけを考えるというより、エイズ患者の告知義務・プライバシー権の保護、および制度上の差別や汚名化による社会排除などへの規制をワンセットで考えるべきである、つまり、社会全体の取り組みによる必要且つ着実な対応がなされるべきというのが段知壮論文の持論である。

エイズ患者のプライバシー権は、ハンセン病者やコロナ患者、癌患者などに関わる、法律を超えた差別、恐れや偏見といった問題であり、また、だれが当事者になってもおかしくない問題である。性行為や同性愛など、セクシャルな問題がからんでいるため、論議しにくく、患者自身が責められ

てしまうのが常である。エイズに関する正確な知識と情報を普及させることが様々な偏見や先入観を減らしていくための第一歩であるとするれば、段知壮論文の公表には大きな価値があり、期待される。

本論文の構成は明確かつ論理的である。キーワードの説明が明白で、注釈や参考文献なども充実している。

本論文の問題点として、いくつか指摘される。

一つ目として、プライバシー権の保護と告知義務の関係性については事実・事例に基づく理論的分析がやや弱く、さらに深く探索する余地があると思われる。

二つ目、エイズ患者のプライバシー権の基本人権における位置づけや、その両者の関係性をさらに論じるべきである。

三つ目、社会認知や社会意識上の汚名化（スティグマタイゼーション）への対応について、原則論にとどまっており、具体性が乏しい。とりわけ、制度上の差別をなくすための対策や政策建言などがほとんどなされていない。

四つ目、日本側の研究成果が参考にされていない。日本の研究には人権と法律という点において中国側研究と違った視点があり、今後の課題としていただきたい。

以上を踏まえて、審査委員会においては、全員一致で、段知壮論文は一部の問題点が認められるものの、全体として愛知大学大学院の博士学院論文諸規定に定められた諸要件を満たしているという結論に至った。

以 上